

外貨普通預金(ユーロ建)

令和6年10月1日現在

1. 商品名	・ 外貨普通預金												
2. 販売対象	・ 法人、個人												
3. 期 間	・ 期間の定めはありません。												
4. 預 入 (1) 預入方法 (2) 最 低 預入金額 (3) 預入単位	・ 随時預入 ・ 1ユーロ以上 ・ 1補助通貨単位												
5. 払 戻 方 法	・ 随時払戻しできます。												
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 当金庫所定の利率を適用します。 ・ 年2回(3月、9月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 ・ 毎日の最終残高について、付利単位を1通貨とした1年を365日とする日割計算です。												
7. 税 金	(個人) ・ 利息は一律20%の源泉分離課税(マル優の適用は受けられません。) ・ 為替差益は雑所得として総合課税(年収2,000万円以下の給与所得者で差益を含め給与所得および退職所得以外の所得が年間20万円以下であれば申告不要) ・ 為替差損は他の雑所得の範囲内で控除することができます。(他の所得との損益通算はできません。) (一般法人) ・ 総合課税となります。 ・ 為替差損益は通常営業外損益として認識され、法人税申告額に含まれます。 ※ 平成25年1月1日から平成49年12月31日まで、復興特別所得税が付加され、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。												
8. 適 用 相 場	・ 預入時の換算相場は、電信売(TTS)相場です。 ・ 払戻時の換算相場は、電信買(TTB)相場です。												
9. 手 数 料	<table><tr><td></td><td>預 入 時</td><td>払 戻 時</td></tr><tr><td>外貨現金</td><td>・ 1ユーロにつき1円50銭</td><td>・ 1ユーロにつき3円</td></tr><tr><td>外貨T/C</td><td>・ 立替金利を頂きます。 ・ 取引手数料(1/20%、最低 2,500 円)頂きます。</td><td>・ 現在、当金庫はT/Cの販売は取扱いしておりません。</td></tr><tr><td>外貨送金</td><td>・ 取引手数料(1/20%、最低 2,500 円)頂きます。</td><td>・ 取引手数料(1/20%、最低 2,500 円)頂きます。</td></tr></table>		預 入 時	払 戻 時	外貨現金	・ 1ユーロにつき1円50銭	・ 1ユーロにつき3円	外貨T/C	・ 立替金利を頂きます。 ・ 取引手数料(1/20%、最低 2,500 円)頂きます。	・ 現在、当金庫はT/Cの販売は取扱いしておりません。	外貨送金	・ 取引手数料(1/20%、最低 2,500 円)頂きます。	・ 取引手数料(1/20%、最低 2,500 円)頂きます。
	預 入 時	払 戻 時											
外貨現金	・ 1ユーロにつき1円50銭	・ 1ユーロにつき3円											
外貨T/C	・ 立替金利を頂きます。 ・ 取引手数料(1/20%、最低 2,500 円)頂きます。	・ 現在、当金庫はT/Cの販売は取扱いしておりません。											
外貨送金	・ 取引手数料(1/20%、最低 2,500 円)頂きます。	・ 取引手数料(1/20%、最低 2,500 円)頂きます。											
10. その他参考 となる事項	・ 為替変動リスクがあります。(為替相場の変動によっては、払戻時の円貨額が預入時の円貨額を下回る場合があります。 ・ 預入、払戻ともに円を対価とされる場合、預入時には電信売相場(TTS)、払戻時には電信買相場(TTB)にて換算しますので、相場変動がなかったとしても換算相場の差(ユーロの場合3円)のご負担が生じます。 ・ 当日の為替相場は、午前10時ごろ決定します。 ・ 相場変動が激しいときには、取引相場が変更となる場合があります。 ・ 預金保険の対象となりません。												

	・ 少額の払戻の場合、別途取扱手数料を頂くこともあります。 ・ 詳しくは、当金庫の窓口へお問い合わせください。
11. 苦情処理措置 および紛争解決 措置の内容	＜苦情処理措置＞ 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある本支店又は下記コンプライアンス統括部にお申し出ください。 大垣西濃信用金庫 コンプライアンス統括部 郵便番号:503-0828 住 所:岐阜県大垣市恵比寿町 1 丁目1番地 ・ お問い合わせ先(平日営業日のみ 9:00～17:00) フリーダイヤル:0120-167-506 携帯電話からは 0584-47-8811(通話料有料) FAX:0584-75-6105 Eメール:customer@ogakiseino-shinkinbank.jp ・ 受付媒体:電話、FAX、手紙、Eメール、面談等で承ります。 ＜紛争解決措置＞ 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部若しくは全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。 また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。